

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>I 基本的な考え方</p> <p>I-1 少額短期保険業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 少額短期保険業者の参入に関する基本的考え方</p> <p>少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。</p> <p>II 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1-7 出再責任準備金及び出再支払備金の貸借対照表の注記について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出再支払備金の貸借対照表の注記については、支払備金（規則第 73 第 1 項に規定する支払備金）の計算上差し引かれた出再部分に相当する金額を記載するものとする。</p> <p>II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置）</p> <p>II-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第 2 区分の命令を行った少額短期保険業者にあつては、その後ソルベンシー・マージン比率が 100%以上 200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第 1 区分の命令を行うことができるもの</p>	<p>I 基本的な考え方</p> <p>I-1 少額短期保険業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 少額短期保険業者の参入に関する基本的考え方</p> <p>少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる根拠法のない共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。</p> <p>II 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1-7 出再責任準備金及び出再支払備金の貸借対照表の注記について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出再支払備金の貸借対照表の注記については、支払備金（規則第 73 条第 1 項に規定する支払備金）の計算上差し引かれた出再部分に相当する金額を記載するものとする。</p> <p>II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置）</p> <p>II-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告を求めることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第 2 区分の命令を行った少額短期保険業者にあつては、その後ソルベンシー・マージン比率が 100%以上 200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第 1 区分の命令を行うことができるもの</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>とする。</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 <u>不祥事件等に対する監督上の対応</u></p> <p><u>「総合指針II-4-2 不祥事件に対する監督上の対応」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p>II-3-3 <u>保険募集態勢</u> (新設)</p> <p>II-3-3-1 <u>適正な保険募集態勢の確立</u></p> <p><u>少額短期保険募集人が保険契約者の利益を害することがないよう、少額短期保険業者は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下のよう</u> <u>な点について、少額短期保険業者の取り組み状況等を確認する必要がある。</u></p> <p>(1) <u>保険募集態勢</u> (略)</p> <p>(2) <u>少額短期保険募集人の採用・委託・登録（届出）</u></p> <p>① <u>少額短期保険募集人の採用、代理店等への委託にあたって、その適格性が審査されているか。また、その審査にあたっての審査基準の規程が整備されているか。</u></p> <p><u>なお、代理店等への委託にあたって、保険募集の業務遂行能力、事業目的、事業内容等について以下の点も考慮して審査が行われているか。</u></p>	<p>のとする。</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 <u>削除</u> (削除)</p> <p>II-3-3 <u>保険募集管理態勢</u></p> <p><u>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人が保険契約者の利益を害することがないよう、適正な保険募集管理態勢を確立する必要がある。</u></p> <p><u>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</u></p> <p>II-3-3-1 <u>適正な保険募集管理態勢の確立</u> (削除)</p> <p>(1) <u>保険募集管理態勢</u> (略)</p> <p>(2) <u>少額短期保険募集人の採用・委託・登録（届出）</u></p> <p>① <u>少額短期保険募集人の採用、代理店等への委託にあたって、その適格性が審査されているか。また、その審査にあたっての審査基準の規程が整備されているか。</u></p> <p><u>なお、代理店等への委託にあたって、保険募集の業務遂行能力、事業目的、事業内容等について以下の点も考慮して審査が行われているか。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ア. 保険契約者等の保護及び保険募集の公正を確保するための内部管理態勢及び募集態勢が整備されていること。</p> <p>イ. 法令等により保険募集を行うことができない者ではないこと。</p> <p>ウ. 事業目的・事業内容に照らし、少額短期保険の保険募集を業務として行うに適した者であること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② ～ ⑤ (略)</p> <p>(3) <u>少額短期保険募集人の教育、管理、指導</u></p> <p>① <u>少額短期保険業者においては、募集人に対する教育、管理、指導が適切に行われているか。また、制度化されているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。</u></p> <p>② <u>募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、社内においてマニュアル等により制度化されているか。また、指導基準が明確化され、所属代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。保険商品のそれぞれの商品特性に応じた保険契約者の利用</u></p>	<p>ア. 保険契約者等の保護及び保険募集の公正を確保するための内部管理態勢及び募集態勢が整備されていること。</p> <p>イ. 法令等により保険募集を行うことができない者ではないこと。</p> <p>ウ. 事業目的・事業内容に照らし、少額短期保険の保険募集を業務として行うに適した者であること。</p> <p><u>エ. 保険代理店において、保険募集に従事する役員又は使用人については、以下の要件を満たすことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(ア) 保険募集に従事する役員又は使用人とは、保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること。</u></p> <p><u>(イ) 使用人については、上記(ア)に加えて、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること。</u></p> <p><u>(ウ) 法第 302 条に規定する保険募集に従事する役員又は使用人は、他の代理店又は少額短期保険業者において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないこと。</u></p> <p><u>(注) 法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する必要がある。</u></p> <p>② ～ ⑤ (略)</p> <p>(3) <u>少額短期保険募集人の教育・管理・指導</u></p> <p>① <u>少額短期保険業者においては、募集人に対する教育、管理、指導を適切に行っているか。また、そのような教育、管理、指導が行われる態勢を整備しているか。育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。</u></p> <p>② <u>保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、社内規則等に定めているか。また、指導基準を明確化し、所属代理店に対して教育、管理、指導を適切に行っているか。保険商品の特性を顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>が行われるよう、多様化・複雑化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分な教育が行われているか。</p> <p>特に法定限度額の令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限についての教育等を徹底しているか。さらに、意図的に保険契約者を親族名にする等により、令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31の規定の潜脱が行われないように留意した教育・管理・指導を行っているか。</p> <p>③ 内勤職員が実質的に保険募集を行い、その<u>契約を他の少額短期保険募集人の扱いとする等のいわゆる社員代行等の行為又は少額短期保険募集人間でのいわゆる成績の付け替え契約等の行為を排除するための措置が講じられているか。また、実行されているか。</u></p> <p>④ 事務所及び募集代理店等への<u>監査等を適時適切に実施し、代理店等の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理体制を把握し、適切な管理・指導等が行われているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、監査等において内部事務管理が不適切な代理店等に対し、<u>改善に向けた厳正な対処がなされているか。</u></p> <p>⑤ 募集人の挙績状況、<u>契約の継続状況等の常時把握による管理が行われているか。</u>保険契約者等保護の観点から、募集人の育成状況及び代理店等の</p>	<p>分な知識の付与及び適切な<u>保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</u></p> <p>特に法定限度額の令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限についての教育等を徹底しているか。さらに、意図的に保険契約者を親族名にする等により、令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31の規定の潜脱が行われないように留意した教育・管理・指導を行っているか。</p> <p>③ 内勤職員が実質的に保険募集を行い、その<u>保険契約を他の少額短期保険募集人の扱いとする等のいわゆる社員代行等の行為又は少額短期保険募集人間での成績の付け替え契約等の行為を排除するための措置を講じているか。</u></p> <p>④ 事務所及び募集代理店等の保険募集に関する業務内容について、<u>以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、代理店等の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。</u></p> <p><u>ア. 代理店等に対する監査等の周期は、代理店業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。</u></p> <p><u>イ. 監査等を実施する代理店等の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u></p> <p>また、監査等において内部事務管理が不適切な代理店等に対し、<u>適切な措置を講じるとともに、改善に向けた態勢整備を図っているか。</u></p> <p>⑤ 募集人の挙績状況、<u>保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行っているか。</u>保険契約者等保護の観点から、募集人の育成状況及び代理店等の</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>稼働率等の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。</p> <p>⑥ 代理店等との委託契約書において代理店等の遵守すべき事項が定められているか。</p> <p>⑦ 代理店等に対して、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</p> <p>⑧ 保険料の領収にあたって、次のような行為を行わせないよう指導、管理しているか。 ア. 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。 イ. 領収は会社所定の領収証に限定されているか。 ウ. 手形による保険料の領収が行われていないか。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p>⑨ 代理店等に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく所属少額短期保険業者に送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも少額短期保険業者における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導、管理しているか。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>	<p>の稼働率等の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。</p> <p>⑥ 代理店等との委託契約書において代理店等の遵守すべき事項を定めているか。</p> <p>⑦ 代理店等に対して、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</p> <p>⑧ 保険料の領収にあたって、以下のような行為を行わせないよう教育、管理、指導しているか。 ア. 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。 イ. 領収は会社所定の領収証に限定されているか。 ウ. 手形による保険料の領収が行われていないか。 <u>エ. 保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。</u> <u>オ. 保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。</u></p> <p>⑨ 代理店等に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく所属少額短期保険業者に送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも少額短期保険業者における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。</p> <p>⑩ <u>保険証券が正当な理由なく、代理店等を介して保険契約者へ交付されていないか。</u></p> <p>⑪ <u>保険金や解約返戻金が代理店等を介して保険契約者等へ給付されていないか。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>⑩ 保険募集を行う社員についても、保険募集に関して適切な教育、管理、指導等が行われているか。</p> <p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 (略) <u>(新設)</u></p>	<p><u>いか。</u></p> <p>⑫ 保険募集を行う社員についても、保険募集に関して適切な教育、管理、指導等を行っているか。</p> <p>II-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 (略)</p> <p><u>(2) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 関係</u> <u>規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。（(1)②も参照のこと。）</u> <u>(注) (1)②(注 1)及び(注 2)と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</u></p> <p>① <u>当該書面において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先を明示されているか。また、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）が明示されているか。</u></p> <p>② <u>当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。（「II-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。）</u> <u>ア. 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</u> <u>(注) 例えば、文字の大きさを 8 ポイント以上とすること、文字の色、記載事</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫</u></p> <p><u>イ. 記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。</u></p> <p><u>(注) 例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。</u></p> <p><u>ウ. 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載されているか。</u></p> <p><u>(注) 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。</u></p> <p><u>エ. 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。</u></p> <p><u>(注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せて A3 両面程度のものが考えられる。</u></p> <p><u>オ. 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。</u></p> <p><u>③ 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。</u></p> <p><u>ア. 当該書面を読むことが重要であること。</u></p> <p><u>イ. 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。</u></p> <p><u>ウ. 乗換（法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立してい</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>る保険契約を消滅させること。）の場合は、これらが顧客に不利益になる可能性があること。</u></p> <p><u>④ 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。</u> <u>（注 1）「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</u> <u>（注 2）顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。</u></p> <p><u>⑤ 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から④に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。例えば、少なくとも次のような方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。</u></p> <p><u>ア. 電話による場合</u> <u>募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法</u></p> <p><u>イ. 郵便による場合</u> <u>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法</u></p> <p><u>ウ. インターネット等による場合</u> <u>当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法</u> <u>（注 1）上記③に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭によ</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係</u></p> <p><u>(3) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</u> ① ~ ② (略)</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係 少額短期保険業者は、少額短期保険募集人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。</p> <p><u>(4) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</u> ① ~ ② (略)</p> <p>③ 上記①~②については、「総合指針Ⅱ-4-3-2 (6) <生命保険契約の</p>	<p><u>る情報の提供及び説明にかえることが考えられる。</u></p> <p><u>(注 2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。</u></p> <p><u>(注 3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等にかえて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。</u></p> <p><u>⑥ 団体保険又は団体契約について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容について、少額短期保険業者が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(3) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針Ⅱ-4-2-2 (5)②意向確認に係る体制整備関係」に記載するような体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(4) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係</u></p> <p><u>(5) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</u> ① ~ ② (略)</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係 少額短期保険業者は、少額短期保険募集人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p><u>(6) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</u> ① ~ ② (略)</p> <p>③ 上記①~②については、「総合指針Ⅱ-4-2-2 (8) <保険契約募集上</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>締結及び保険募集＞ 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</u>」及び「<u>総合指針Ⅱ-4-3-6 (6) ＜損害保険契約の締結及び保険募集＞ 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>(5) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 予想配当表示について 「<u>総合指針Ⅱ-4-3-2 (7) ＜生命保険契約の締結及び保険募集＞ 法第 300 条第 1 項第 7 号関係</u>」及び「<u>総合指針Ⅱ-4-3-6 (7) ＜損害保険契約の締結及び保険募集＞ 法第 300 条第 1 項第 7 号関係</u>」を準用する。</p> <p>(6) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>(7) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係</p> <p>(8) 告知事項・告知書</p> <p>(9) その他</p> <p>(10) 監督手法・対応</p>	<p><u>の留意点＞ 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>(7) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 予想配当表示について 「<u>総合指針Ⅱ-4-2-2 (9) ＜保険契約の募集上の留意点＞ 法第 300 条第 1 項第 7 号関係</u>」を準用する。</p> <p>(8) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>(9) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係</p> <p>(10) 告知事項・告知書</p> <p>(11) その他</p> <p>(12) 監督手法・対応</p>
<p>Ⅱ-3-3-3 団体扱契約等関係について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体保険又は団体契約における団体の範囲等の確認態勢</p> <p>① 被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか。</p> <p>② 団体定期保険等の適用条件等が社内規則等で明確かつ適切に定められているか。例えば、<u>団体及び被保険者団体の範囲</u>などが明確となっているか。</p> <p>③ 団体定期保険等の適用条件等が適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。</p>	<p>Ⅱ-3-3-3 団体扱契約等関係について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体保険又は団体契約における団体の範囲等の確認態勢</p> <p>① 被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか。</p> <p>② 団体定期保険等の適用条件等が社内規則等で明確かつ適切に定められているか。例えば、<u>団体及び被保険団体の範囲</u>などが明確となっているか。</p> <p>③ 団体定期保険等の適用条件等が適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>① 企業（個人事業主を含む。以下同じ。）が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約（以下、「事業保険」という。）については、以下のア. 又はイ. の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p> <p>ア. 遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則（以下、「遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等（以下、「弔慰金等」という。）の支払い財源確保</p> <p>イ. 従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保</p> <p><u>（注）被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、被保険者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付を行うことによって、少額短期保険業者が被保険者に保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</u></p> <p>さらに、被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、少額短期保険業者は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>① 企業（個人事業主を含む。以下同じ。）が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約（以下、「事業保険」という。）については、以下のア. 又はイ. の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p> <p>ア. 遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則（以下、「遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等（以下、「弔慰金等」という。）の支払い財源確保</p> <p>イ. 従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保</p> <p><u>（注 1）被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、被保険者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付を行うことによって、少額短期保険業者が被保険者に保険金受取人や保険金額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</u></p> <p>さらに、被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、少額短期保険業者は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。</p> <p><u>（注 2）事業保険以外の形態であっても、上記と同様の措置が必要となる場合があることに留意する。例えば、被保険者が保険契約者の所有する賃貸物件の入居者である保険契約の場合には、保険の目的が、被保険者の死亡の原因・場所・形態等に因らず保険契約者において必要となる財源の確保に限られることが必要であり、被保険者のいわゆる孤独死に係る費用等を保険契約の目的とすることは、他人の生命の保険契約の目的・趣旨としては適当でないことに留意する。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② 全員加入団体定期保険（全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。）の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、弔慰金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用（企業の経済的損失）を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p> <p>（注）被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や<u>保険金の額等の契約の内容を確実に認識</u>できるような措置を講ずること</p> <p>（ア）～（イ） （略）</p> <p>(2) 保険金額の定め方</p> <p>① 事業保険における保険金額の設定については、保険契約の目的・趣旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。</p> <p>なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。</p> <p>また、従業員に係る保険金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>② 全員加入団体定期保険（全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。）の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、弔慰金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用（企業の経済的損失）を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p> <p>（注）被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や<u>保険金額等の契約の内容を確実に認識</u>できるような措置を講ずること。</p> <p>（ア）～（イ） （略）</p> <p>(2) 保険金額の定め方</p> <p>① 事業保険における保険金額の設定については、保険契約の目的・趣旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。</p> <p>なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。</p> <p>また、従業員に係る保険金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。</p> <p><u>（注）事業保険以外の形態であっても、上記と同様の措置が必要となる場合があることに留意する。例えば、被保険者が保険契約者の所有する賃貸物件の入居者である契約形態においては、被保険者の死亡の原因・場所・形態等に因らず保険契約者において必要となる財源の確保を超えた、過大なものとなることのないような基準に基づき設定された上限により適切に運営されていること。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② （略）</p> <p>(3) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金等の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下、「受給者」という。）の保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け（なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や<u>保険金の額等</u>の契約の内容が記載されているか。）、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p> <p>② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあつては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、遺族の了知を確認のうえ支払うこととしているか。なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や<u>保険金の額等</u>の契約の内容が記載されているか。</p> <p>③ 全員加入団体定期保険において、いわゆる「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、弔慰金等の受給者の了知を確認のうえ支払うこととしているか。なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や<u>保険金の額等</u>の契約の内容が記載されているか。</p>	<p>② （略）</p> <p>(3) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金等の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下、「受給者」という。）の保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け（なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や<u>保険金額等</u>の契約の内容が記載されているか。）、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p> <p>② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあつては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、遺族の了知を確認のうえ支払うこととしているか。なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や<u>保険金額等</u>の契約の内容が記載されているか。</p> <p>③ 全員加入団体定期保険において、いわゆる「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、弔慰金等の受給者の了知を確認のうえ支払うこととしているか。なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や<u>保険金額等</u>の契約の内容が記載されているか。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認 他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により<u>行っている</u>か。</p> <p>① 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認 <u>（新設）</u></p> <p>②～④ （略）</p>	<p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認 他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により<u>行うことが事業方法書において明確にされている</u>か。</p> <p>① 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認 <u>（注）被保険者が保険契約者の所有する賃貸物件の入居者である契約形態においては、これに加え、生命保険の性格上、損害保険とは異なり被保険者の死亡の原因・場所・形態等に因らず保険金受取人が保険金を満額受け取れることを被保険者が理解していることの確認を行うこと。</u></p> <p>②～④ （略）</p>
<p>II-3-3-5 銀行等に対する保険募集の委託 少額短期保険業者についても保険会社と同様にその取扱える保険の範囲内で銀行等に対する保険募集の委託ができることになっており、その着眼点については「<u>総合指針II-4-3-9 <保険募集態勢> 銀行等に対する保険募集の委託</u>」に準じて取扱うものとするが、「II-3-5-1-2 (2) 保険金額の上限等に関する措置」等が適正に講じられているかに留意する。</p>	<p>II-3-3-5 銀行等に対する保険募集の委託 少額短期保険業者についても保険会社と同様にその取扱える保険の範囲内で銀行等に対する保険募集の委託ができることになっており、その着眼点については「<u>総合指針II-4-2-6 <銀行等に対する保険募集の委託></u>」に準じて取扱うものとするが、「II-3-5-1-2 (2) 保険金額の上限等に関する措置」等が適正に講じられているかに留意する。</p>
<p>II-3-3-6 保険募集の再委託 「<u>総合指針II-4-3-10 <保険募集の再委託></u>」に準じて扱うものとする。</p>	<p>II-3-3-6 保険募集の再委託 「<u>総合指針II-4-2-7 <保険募集の再委託></u>」に準じて扱うものとする。</p>
<p>II-3-4 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。） 「<u>総合指針II-4-4 <苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）></u>」に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>II-3-4 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。） 「<u>総合指針II-4-3 <苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）></u>」に準じて取り扱うものとする。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II-3-5 顧客保護等</p> <p>II-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則 (新設)</p> <p>II-3-5-1-1 顧客保護を図るための留意点</p> <p><u>少額短期保険業者は保険募集にあたって顧客保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。</u></p> <p>(1) 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。</p> <p>(2) 保険契約者との取引にあたっては、取引の内容等を保険契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。</p> <p>(3) <u>保険契約者がリスクを負っている商品の販売を行うにあたっては、保険契約者に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ必ず保険契約者から説明を受けた旨の確認を行うための方策を講じているか。</u> (新設)</p> <p>(4) 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。</p>	<p>II-3-5 顧客保護等</p> <p>II-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p><u>少額短期保険業者は、顧客保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</u></p> <p><u>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</u></p> <p>II-3-5-1-1 顧客保護を図るための留意点 (削除)</p> <p>(1) 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。</p> <p>(2) 保険契約者との取引にあたっては、取引の内容等を保険契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>高齢者に対する保険募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることにかんがみ、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、例えば、丁寧な説明やわかりやすい資料の作成、高齢者の意向に沿った商品内容であることの確認等、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを実行しているか。また、取組みの適切性等の検証等を行っているか。</u></p> <p>(4) 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(5) 個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 4（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止）に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-4-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等（14）</u>」の記載がなされているか。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7（社内規則等）に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-4-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等（15）・（16）</u>」までの体制が整備されているか。</p> <p>(11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「<u>総合指針Ⅱ-4-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等（21）</u>」の措置が講じられているか。</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「<u>契約概要</u>」、「<u>注意喚起情報</u>」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。（Ⅱ-3-3-2 (1) ②も参照のこと。） <u>(注) Ⅱ-3-3-2 (1) ②（注 1）及び（注 2）と同様の範囲での取扱いとす</u></p>	<p>(5) 個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 4（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止）に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等（14）</u>」の記載がなされているか。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7（社内規則等）に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等（15）・（16）</u>」までの体制が整備されているか。</p> <p>(11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「<u>総合指針Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等（19）</u>」の措置が講じられているか。</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>る。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先を明示されているか。また、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）が明示されているか。</p> <p>② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。（「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。）</p> <p>ア. 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>（注）例えば、文字の大きさを 8 ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫</p> <p>イ. 記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p>（注）例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。</p> <p>ウ. 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載されているか。</p> <p>（注）具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。</p> <p>エ. 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定め</p>	

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>られているか。</u></p> <p><u>(注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せて A3 両面程度のも</u> <u>のが考えられる。</u></p> <p><u>オ. 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面と</u> <u>する場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確にな</u> <u>るように記載されているか。</u></p> <p>③ <u>顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及</u> <u>び説明が口頭により行われているか。</u></p> <p><u>ア. 当該書面を読むことが重要であること。</u></p> <p><u>イ. 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読</u> <u>むことが重要であること。</u></p> <p><u>ウ. 乗換（法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな保</u> <u>険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立し</u> <u>ている保険契約を消滅させること。）の場合は、これらが顧客に不利益に</u> <u>なる可能性があること。</u></p> <p>④ <u>当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を</u> <u>理解するための十分な時間が確保されているか。</u></p> <p><u>(注 1) 「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行う</u> <u>ため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</u></p> <p><u>(注 2) 顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売</u> <u>方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないか</u> <u>について考慮するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供</u> <u>及び説明を行う場合は、上記①から④に規定する内容と同程度の情報の提</u></p>	

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>供及び説明が行われているか。例えば、次のような方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。</u></p> <p><u>ア. 電話による場合</u> <u>募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法</u></p> <p><u>イ. 郵便による場合</u> <u>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法</u></p> <p><u>ウ. インターネット等による場合</u> <u>当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるように電磁的方法による説明を行う方法</u></p> <p><u>（注 1）上記③に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明にかえることが考えられる。</u></p> <p><u>（注 2）郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。</u></p> <p><u>（注 3）インターネット等による場合、当該書面の郵送等にかえて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。</u></p> <p><u>⑥ 団体保険又は団体契約について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容について、少額短期保険業者が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(15) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が</u></p>	<p>(削除)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針Ⅱ-4-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(18)」に記載するような体制が整備されているか。</u></p> <p>(16) 規則第211条の33において準用する規則第53条の7に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。</p> <p>(注) 非対面の方式により保険契約の申込みを受ける場合は、以下のような点に留意すること。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-5-2-1 意義</p> <p>Ⅱ-3-5-2-2 主な着眼点</p> <p>「<u>総合指針Ⅱ-4-5-2(2) <保険金等支払管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-6 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6-2 主な着眼点</p> <p>「<u>総合指針Ⅱ-4-6-2 <顧客等に関する情報管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-7 顧客の誤認防止等</p> <p>「<u>総合指針Ⅱ-4-8 <顧客の誤認防止等></u>」に準じて取扱うものとする。</p>	<p>(14) 規則第211条の33において準用する規則第53条の7に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。</p> <p>(注) 非対面の方式により保険契約の申込みを受ける場合は、以下のような点に留意すること。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-5-2-1 意義</p> <p>Ⅱ-3-5-2-2 主な着眼点</p> <p>「<u>総合指針Ⅱ-4-4-2(2) <保険金等支払管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-6 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6-2 主な着眼点</p> <p>「<u>総合指針Ⅱ-4-5-2 <顧客等に関する情報管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-7 顧客の誤認防止等</p> <p>「<u>総合指針Ⅱ-4-7 <顧客の誤認防止等></u>」に準じて取扱うものとする。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ-3-8 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>Ⅱ-3-8-1 意義 (略) (注) 取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」<u>（24年10月金融庁）</u>を参考にすること。</p> <p>Ⅱ-3-8-2 主な着眼点 「<u>総合指針Ⅱ-4-9-2</u> <取引時確認、疑わしい取引の届出>主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-9 反社会的勢力による被害の防止 「<u>総合指針Ⅱ-4-10</u> <反社会的勢力による被害の防止>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-10 適切な表示の確保 「<u>総合指針Ⅱ-4-11</u> 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「<u>総合指針Ⅱ-4-11</u> 適切な表示の確保 (3)⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。 また、少額短期保険業者は、規則第211条の30第1号から第3号まで及び規則第211条の31に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅱ-3-8 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>Ⅱ-3-8-1 意義 (略) (注) 取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」<u>（平成24年10月金融庁）</u>を参考にすること。</p> <p>Ⅱ-3-8-2 主な着眼点 「<u>総合指針Ⅱ-4-8-2</u> <取引時確認、疑わしい取引の届出>主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-9 反社会的勢力による被害の防止 「<u>総合指針Ⅱ-4-9</u> <反社会的勢力による被害の防止>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-10 適切な表示の確保 「<u>総合指針Ⅱ-4-10</u> 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「<u>総合指針Ⅱ-4-10</u> 適切な表示の確保 (3)⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。 また、少額短期保険業者は、規則第211条の30第1号から第3号まで及び規則第211条の31に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第 211 条の 3 第 4 号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出するよう求めるものとする。</p> <p>また、法第 272 条の 7 及び規則第 211 条の 20 第 1 項に規定する変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても、登録事項変更届出書の参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び誓約書を提出するよう求めるものとする。</p> <p>ただし常務に従事する取締役又は監査役の変更については、規則第 211 条の 55 第 1 項に規定する役員選退任届が提出される際に、同条第 2 項に規定する参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び誓約書の提出を求めるとし、就任後に提出される登録事項変更届出書には履歴書及び誓約書の添付を求めないこととする。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 登録番号の取扱い</p> <p>①② (略)</p> <p>③ 登録番号を別紙様式 I-49 による少額短期保険業者登録番号台帳により管理するものとする。</p> <p>(3) 登録申請者への通知</p> <p>少額短期保険業者登録簿に登録した場合は、別紙様式 I-48 による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。</p>	<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第 211 条の 3 第 4 号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出するよう求めるものとする。</p> <p>また、法第 272 条の 7 及び規則第 211 条の 20 第 1 項に規定する変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても、登録事項変更届出書の参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び規則第 211 条の 3 第 5 号の誓約書を提出するよう求めるものとする。</p> <p>ただし常務に従事する取締役又は監査役の変更については、規則第 211 条の 55 第 1 項に規定する役員選退任届が提出される際に、同条第 2 項に規定する参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び誓約書の提出を求めるとし、就任後に提出される登録事項変更届出書には履歴書及び誓約書の添付を求めないこととする。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 登録番号の取扱い</p> <p>①② (略)</p> <p>③ 登録番号を別紙様式 I-48 による少額短期保険業者登録番号台帳により管理するものとする。</p> <p>(3) 登録申請者への通知</p> <p>少額短期保険業者登録簿に登録した場合は、別紙様式 I-47 による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 272 条の 7 に基づく変更があった場合については、規則別紙様式第 16 号の 15 に規則別紙様式第 16 号第 2 面から第 5 面について、変更があった事項を修正した面を添付させることとし、当該面を差し替えて少額短期保険業者登録簿の修正を行うものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 少額短期保険業者の縦覧者には、別紙様式Ⅶ-7 による少額短期保険業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 272 条の 7 に基づく変更があった場合については、規則別紙様式第 16 号の 15 に規則別紙様式第 16 号第 2 面から第 5 面について、変更があった事項を修正した面を添付するよう求めることとし、当該面を差し替えて少額短期保険業者登録簿の修正を行うものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 少額短期保険業者の縦覧者には、別紙様式Ⅶ-7 による少額短期保険業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>
<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>① (略)</p> <p>② 特定少額短期保険募集人の届出 <u>特定少額短期保険募集人について、法第 302 条の規定による届出を行っているか。</u></p> <p>③ 業務を廃止したとき等の届出 法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者が、各号に規定する登録事項の変更等の届出を行なっているか。</p> <p>④ 代理人としての所属少額短期保険業者による申請等 <u>上記①から③については、法第 284 条に基づき、所属少額短期保険業者を</u></p>	<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 業務を廃止したとき等の届出 法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者が、各号に規定する登録事項の変更等の届出を行なっているか。</p> <p>③ 代理人としての所属少額短期保険業者による申請等 <u>少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）又は法第 280 条第</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>代理人として登録申請・届出（以下、「申請等」という。）を行うことができる。（以下、代理人として、申請等を行う少額短期保険業者を「代申業者」という。）</p> <p>（略）</p> <p>⑤ ニ以上の所属少額短期保険業者を有する少額短期保険募集人の申請等 上記④において、ニ以上の所属少額短期保険業者を有する場合には、そのうちの少額短期保険業者を代申業者として申請等を行うことができるものとする。</p> <p>⑥ 代申業者の申請等</p> <p>⑦ 申請書類又は届出書の提出 ア. 財務局は、上記①～③の申請等を行う少額短期保険募集人及び代申業者に対して、電子申請・届出システムを利用するよう要請することとする イ. 申請等に電子申請・届出システムを利用する場合には、当該申請等に必要の添付書類を別途郵送等により送付するよう求めるものとする。なお、その場合に、電子申請・届出システムによる申請等との照合を容易にする観点から、以下⑧により提出する電子ファイルの様式中の整理番号を、別途郵送等により送付されるそれぞれの添付書類に判別可能となるように記載等のうえ、提出するよう求めることとする。 ウ. ～オ. （略）</p> <p>⑧ 少額短期保険募集人の登録届出申請データについて</p>	<p>1 項第 2 号から第 6 号までに定める者については、法第 284 条の規定により所属少額短期保険業者を代理人として登録申請、法第 280 条第 1 項第 1 号に基づく届出、法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の規定に基づく届出又は法第 302 条の規定に基づく届出（以下、「申請等」という。）をとりまとめのうえ行うことができる。（以下、代理人として、申請等を行う少額短期保険業者を「代申業者」という。）</p> <p>（略）</p> <p>④ ニ以上の所属少額短期保険業者を有する少額短期保険募集人の申請等 上記③において、ニ以上の所属少額短期保険業者を有する場合には、そのうちの少額短期保険業者を代申業者として申請等を行うことができるものとする。</p> <p>⑤ 代申業者の申請等</p> <p>⑥ 申請書類又は届出書の提出 ア. 財務局は、上記①～②及び下記(7)の申請等を行う代申業者に対して、電子申請・届出システムを利用するよう要請することとする イ. 申請等に電子申請・届出システムを利用する場合には、当該申請等に必要の添付書類を別途郵送等により送付するよう求めるものとする。なお、その場合に、電子申請・届出システムによる申請等との照合を容易にする観点から、以下⑦により提出する電子ファイルの様式中の整理番号を、別途郵送等により送付されるそれぞれの添付書類に判別可能となるように記載等のうえ、提出するよう求めることとする。 ウ. ～オ. （略）</p> <p>⑦ 少額短期保険募集人の登録届出申請データについて</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>⑨ 登録申請の審査基準等</p> <p>ア. ～ ウ. (略)</p> <p>エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申業者に返戻し、補正するよう求める。</p> <p>なお、当該登録の申請等に当たっては、少額短期保険募集人の職種を次のとおり区分する。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(注) (ウ)の使用人や(エ)の役員及び使用人とは、保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。</u></p> <p><u>また、法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。</u></p> <p>オ. (略)</p> <p>⑩ 登録申請書の添付書類</p> <p>ア. ～ ウ. (略)</p> <p>エ. 規則第 214 条第 1 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人であることを証する書面は、当該少額短期保険募集人が所属少額短期保険業者の募集人であることを証する旨の記載のある代申業者が作成する上記 (1) ⑥ア. の代理申請・届出書とする。</p> <p>オ. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」とは、<u>寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p>(注 1) 定款等は、少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。</p> <p>(注 2) <u>定款又は寄付行為は原本と相違ない旨の記載があればその写で差し支</u></p>	<p>⑧ 登録申請の審査基準等</p> <p>ア. ～ ウ. (略)</p> <p>エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申業者に返戻し、補正するよう求める。</p> <p>なお、当該登録の申請等に当たっては、少額短期保険募集人の職種を次のとおり区分する。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>オ. (略)</p> <p>⑨ 登録申請書の添付書類</p> <p>ア. ～ ウ. (略)</p> <p>エ. 規則第 214 条第 1 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人であることを証する書面は、当該少額短期保険募集人が所属少額短期保険業者の募集人であることを証する旨の記載のある代申業者が作成する上記 (1) ⑤ア. の代理申請・届出書とする。</p> <p>オ. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」とは、<u>商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p>(注 1) 定款等は、少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。</p> <p>(注 2) <u>定款等は原本と相違ない旨の記載があればその写で差し支えない。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>えない。</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、<u>寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p>(ア) 住民票記載事項証明書</p> <p>(イ) 印鑑登録証明書</p> <p>(ウ) 有効期限内の次の書類の写し</p> <p>運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>(注) <u>定款又は寄附行為</u>は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>(2) 少額短期保険募集人登録簿の取扱い</p> <p>① 法第 278 条第 1 項の規定による登録簿は、(1) ⑧により記載した登録届出申請データをもって代えることとする。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (1) ⑧により提出を受けた少額短期保険募集人の登録届出申請データの内容に変更が生じている場合には、変更届出の際に、当該電子ファイルの変更データを併せて提出するよう求め、(2) の登録簿を常に最新の状態に保つものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>保険募集に従事する特定少額短期保険募集人である役員又は使用人届出</u>（法第 302 条の届出）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、<u>商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p>(ア) 住民票記載事項証明書</p> <p>(イ) 印鑑登録証明書</p> <p>(ウ) 有効期限内の次の書類の写し</p> <p>運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>(注) <u>定款等</u>は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>(2) 少額短期保険募集人登録簿の取扱い</p> <p>① 法第 278 条第 1 項の規定による登録簿は、(1) ⑦により記載した登録届出申請データをもって代えることとする。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5)</p> <p>①～②</p> <p>③ (1) ⑦により提出を受けた少額短期保険募集人の登録届出申請データの内容に変更が生じている場合には、変更届出の際に、当該電子ファイルの変更データを併せて提出するよう求め、(2) の登録簿を常に最新の状態に保つものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>役員又は使用人届出</u>（法第 302 条の届出）</p> <p>① <u>保険募集に従事する特定少額短期保険募集人である役員又は使用人について、法第 302 条の規定による届出を行っているか。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>① <u>法第 302 条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。</u> <u>なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。</u> <u>また、法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>② <u>保険募集に従事する役員又は使用人は、他の保険代理店又は少額短期保険業者において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>③ 保険募集に従事する役員又は使用人を追加する場合は、法第 302 条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。</p>	<p>② 保険募集に従事する役員又は使用人を追加する場合は、法第 302 条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。</p>
<p>④ 届出事項の変更にあたっては、上記 (5) ①と同様に取扱うものとする。</p>	<p>③ 届出事項の変更にあたっては、上記 (5) ①と同様に取扱うものとする。</p>
<p>Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主</p> <p>Ⅲ-2-7-3 少額短期保険主要株主に係る承認等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>主要株主基準値以上の会社を設立して少額短期保険業者として登録の申請をしようとするもの等は法第272条の31に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第272条の32及び規則第211条の72に規定する書類等が法第272条の33に該当するかどうか審査するものとする。</p>	<p>Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主</p> <p>Ⅲ-2-7-3 少額短期保険主要株主に係る承認等</p> <p>Ⅲ-2-7-3-1 <u>承認審査基準</u></p> <p>主要株主基準値以上の会社を設立して少額短期保険業者として登録の申請をしようとするもの等は法第272条の31に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第272条の32及び規則第211条の72に規定する書類等が法第272条の33に該当するかどうか、<u>以下の項目について審査するも</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>のとする。</p> <p>(1) <u>少額短期保険主要株主承認の申請者（以下「申請者」という。）による、少額短期保険業者の議決権に係る取得資金に関する事項、保有の目的、その他議決権の保有に関する事項に照らして、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあるかを審査する際には、保険契約者等の保護の観点から、その業務の継続的かつ安定的な運営が重要であり、例えば、以下に該当する場合には申請を承認できないため、これらについて十分確認するものとする。</u></p> <p>① <u>少額短期保険業者の議決権の保有に係る方針・目的が、少額短期保険業者の業務の健全性・適切性等を損なうおそれがある場合。例えば、短期売買目的による議決権の保有等を行うことにより、少額短期保険業者の経営の安定性を損なうおそれがある場合。</u></p> <p>② <u>議決権を取得するための資金原資にかんがみ、少額短期保険業者の業務の健全性・適切性等を害するおそれがある場合。例えば、過度の借入金による議決権の取得等となっている場合。</u></p> <p>③ <u>申請者を含めたグループ間における取引が不適正なものとなるおそれがある場合。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>申請者の財産及び収支の状況に照らして、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあるかを審査する際には、例えば、以下に該当する場合には申請を承認できないため、これらについて十分確認するものとする。</u></p> <p>① <u>申請者の財務の状況、資金調達の状態にかんがみ、少額短期保険業者の業務の健全性・適切性等を害するおそれがある場合。</u></p> <p>② <u>特に、少額短期保険業者の50%超の議決権を保有している者については、少額短期保険業者が計画どおりの収益を上げられない場合に、その経営の健全性確保のためのキャッシュフロー等の準備がなされないおそれがあるとき。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>（新設）</u></p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、住民票の抄本については、申請者が少額短期保険業者である場合は、財務</p>	<p><u>③ 直近の決算期の財務諸表及び監査報告書等の資料（申請者が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料）の提出を求め、監査報告書に当該申請者の継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提に重要な疑義が認められる旨の追記等がある場合。</u></p> <p><u>(3) 少額短期保険業者の経営の独立性が確保されることが必要であるが、その場合でも、申請者の経営の悪化等、少額短期保険業者が意図しない申請者のリスクが少額短期保険業者に及ぶ可能性がある。特に、少額短期保険業者と申請者とが営業基盤を共有しているような場合には、申請者の破綻等に伴い、少額短期保険業者の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、例えば、以下のような点について十分確認するものとする。</u></p> <p><u>① 申請者の業況が悪化した場合、少額短期保険業者より支援等を受けることとなっていないか。</u></p> <p><u>② 申請者の業況悪化、少額短期保険業者株式の売却等、申請者により少額短期保険業者に起因する種々のリスク（シナジー（相乗）効果の消滅、レピュテーションリスク（風評リスク）等に伴う少額短期保険業者の株価の下落、取引先の離反等）をあらかじめ想定できているか。また、それによって少額短期保険業者の経営の健全性が損なわれないための具体的な方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）が準備されているか。</u></p> <p><u>③ 特に、少額短期保険業者が申請者の営業基盤を共有しているような場合には、申請者の破綻等に伴い、事業継続が困難となるおそれがないか。</u></p> <p><u>Ⅲ-2-7-3-2 承認申請書の添付書類</u></p> <p><u>承認申請書の添付書類のうち、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、住民票の抄本については、申請者が少額短期保険業者である場合は、財務局が特</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>局が特に必要と認めた者に限り提出を求めることとし、また、申請者が保険会社である場合は、常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）以外の者について提出を求めることとする）。</p> <p>また、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出を併せて求めることとする。</p> <p>Ⅲ-2-7-4 少額短期持株会社・少額短期保険主要株主の報告等</p> <p>少額短期保険持株会社及び主要株主に対しては、法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 12 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 27 の規定に基づき当該持株会社又は主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。）（ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該持株会社又は主要株主が当該少額短期保険業者との取引関係（保険契約等）を記載した書類の提出を求めるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>Ⅲ-2-9 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</p>	<p>に必要と認めた者に限り提出を求めることとし、また、申請者が保険会社である場合は、常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）以外の者について提出を求めることとする）。</p> <p>また、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出を併せて求めることとする。</p> <p>Ⅲ-2-7-4 少額短期持株会社・少額短期保険主要株主の報告等</p> <p>(1) <u>少額短期保険持株会社及び主要株主に対しては、法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 12 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 27 の規定に基づき当該持株会社又は主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。）（ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該持株会社又は主要株主が当該少額短期保険業者との取引関係（保険契約等）を記載した書類の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>オフサイト・モニタリングや検査結果等に基づき、少額短期保険業者の独立性確保及び少額短期保険業者に対する事業リスク遮断のための方策等に係る実効性等に疑義が生じた場合は、少額短期保険持株会社及び主要株主に対して、必要に応じて法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 12 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 27 の規定に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 14 に基づく措置命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-9 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>「<u>総合指針Ⅲ-2-13 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</u>」に準じて取扱うものとする。 （略）</p> <p><u>Ⅲ-2-13 不祥事件への対応</u></p> <p><u>Ⅲ-2-13-1 不祥事件の届出の受理等</u></p> <p><u>規則第 211 条の 55 第 1 項第 14 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>「<u>総合指針Ⅲ-2-11 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</u>」に準じて取扱うものとする。 （略）</p> <p><u>Ⅲ-2-13 不祥事件に対する監督上の対応</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>「総合指針Ⅲ-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応」に準じて取扱うものとする。ただし、規則第 211 条の 55 第 1 項第 14 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっては以下の点に留意する。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>